

<參考資料>

地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日）

～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～
(ハローワーク部分抜粋)

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

2 事務・権限の見直しの考え方（抄）

・・・関係府省からのヒアリングの結果や全国知事会など関係者の意見等も考慮しつつ、出先機関の事務・権限を、廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するものや、地方自治体への移譲を検討するものなどに仕分けを行う。

その際、国民や地域住民にとっての利便性や安全・安心の維持向上等の観点から、国に事務・権限を残しつつ、地方の役割を拡大することが適当と考えられる場合には、事務・権限を新たに地方自治体に付与し国と地方の新たな協働関係を構築する。

以上のような仕分けに基づき、対象となる国の出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織の見直しについて提案する。

4 出先機関の改革の実現に向けて（抄）

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

（2）組織の改革

①個別出先機関の組織の改革の方向

〔厚生労働省関係〕

都道府県労働局

○ 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。

○ 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

第2次勧告 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（別紙2）（抜粋）

厚生労働省 都道府県労働局		事務・権限	見直しの内容
本局等の内部組織	関係する下部機関		
職業安定部等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督）	地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

出先機関改革に係る工程表

〔平成21年3月24日
地方分権改革推進本部決定〕

国の方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月8日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8府省15系統の機関を中心に出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね3年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

（1）出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）第8条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

（2）事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査

ア 事務・権限の見直しに伴って影響を受けることとなる要員規模について精査を進める。

イ 精査結果は、改革大綱に盛り込む。

2 組織の改革

（1）出先機関の組織の改革

ア 地方再生や地域振興を推進し、出先機関の業務運営の適正性と透明性を確保するとともに、国と地方公共団体を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、出先機関の統廃合、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みなど、第2次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む。

イ その際、行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保するものとする。

(2) 組織の改革に伴う要員規模のスリム化

ア 組織の改革に伴う要員のスリム化方針について検討を進める。

イ 検討結果は、1(2)の事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査結果とあわせて、改革大綱に盛り込む。

3 出先機関改革に伴う人員の移管等

(1) 人員の移管等のための仕組みの検討

第2次勧告の内容に沿って、地方公共団体の協力を得つつ、事務・権限の見直しに伴う人員の移管等の仕組みについて検討を進め、改革大綱に盛り込む。

(2) 人材調整準備本部の設置

(1)の仕組みの検討を行い、もって人員の移管等を円滑に進めていくため、本部長が別途定めるところにより、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部を置く。

(3) 財源の手当ての取扱い

事務・権限の地方公共団体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、国と地方公共団体を通じた事務の集約化等による効率化・スリム化を前提とした上で、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

4 出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）の策定

ア 政府は、この工程表に沿って具体的な検討を進め、改革大綱を策定する。改革大綱は、平成21年中を目途に策定するものとする。

イ 3(2)に掲げるもののほか、政府は、関係府省が一体となって出先機関改革を推進するため必要な体制を整備する。

5 改革大綱策定後の取組み

ア 改革大綱の策定後、政府は、事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等のため必要となる措置、組織の改革及び地域との連携・ガバナンスの確保の仕組みの詳細設計、人員の移管等のために必要となる措置等についてさらに具体的な検討を進め、新たな出先機関の体制の発足に向け、法制上及び財政上の措置を含めた所要の措置を講ずる。

イ 事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等及び新たな出先機関の体制への移行は、この工程表の策定後おおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移すこととし、平成24年度から実施することを基本とする。その間においても、可能なものは、速やかに実施する。

このため、所要の法律の制定・改正については、必要に応じ一括して行うこととし、改革大綱の策定後、速やかに法制化の検討を進める。

6 その他

- ア 地方分権改革推進委員会からは、新たな出先機関の体制への移行に向け、総人件費改革等による人員削減や今回の改革に伴う職員の地方公共団体への移管等を着実に行うこととされるとともに、さらに将来的な削減を目指すべきとの考え方と試算が示されたところである。
- イ 政府は、国と地方公共団体を通じた簡素で効率的な行政を実現することの重要性を踏まえ、この改革における事務・権限の見直し及び組織の改革に伴う要員規模への影響の精査や検討を行い、新たな出先機関の体制への移行に向けた削減の目標を改革大綱において明らかにする。さらに、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務について、引き続き地方分権改革を推進する観点から不断の見直しを行い、今後とも簡素化及び効率化に努める。
- ウ 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を円滑かつ確実に進めるため、政府を挙げてそのための条件整備に努めるとともに、地方公共団体に対して、移譲される事務・権限の適切な執行のための所要の準備など、改革の実現に向けて最大限の協力を要請する。
- エ 国と地方公共団体との個別協議により具体的な移管・移譲の対象が確定する事項については、地方分権改革を一層推進するため、第2次勧告等の方向に沿って、当面、改革大綱の策定に向けて、政府として、自ら最大限の努力をするとともに、各地方公共団体に協議に積極的に対応することを改めて要請する。

出先機関に関する工程表（別紙）

厚生労働省 都道府県労働局		見直しの内容
本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限
職業安定部等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督）
公共職業安定所出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
公共職業安定所出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行う
た上で、新たな広域行政制度を整備
(具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保
(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- | | |
|--|--|
| (1) 直轄道路 | (3) 公共職業安定所(ハローワーク) |
| 一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本 | 希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計) |
| (2) 直轄河川 | 当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意) |

3. その他

- | | |
|--|--|
| (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲 | (2) 地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施) |
|--|--|

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- | | |
|--|--|
| (1) 財源の取扱い | (2) 人員の移管等の取扱い |
| 事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる | 国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築 |

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを
地域主権戦略会議の下に設ける

アクション・プラン ~出先機関の原則廃止に向けて~ (抜粋)

(平成22年12月28日閣議決定)

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所(ハローワーク)

について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 沿革の職業紹介権限強化、現状の弊害を除去。人材確保で成長を後押し。

現状と課題

- (1) ハローワークの地方移管を検証するため、「特区」(佐賀、埼玉)と「一体的取組」による国と地方の連携が実施中。
- (2) 都道府県も無料職業紹介(UIJターン、企業誘致向け等)を実施しているが、国のシステム・端末を利用できないため、紹介できる企業情報等に限界。
- (3) 産業構造の変化に合わせた就労支援に向けて、地方自治体の職業紹介権限を強化する必要がある。

目標

早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、自治体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能に。地方移管に向けた取り組みを前進。
中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。

効果

- (1) 成長産業への労働力移動に、地方自治体の力を最大限活用
- (2) 地方自治体の職業紹介権限を強化することで、住民サービスが向上
- (3) ハローワークと自治体、また自治体相互が同じ情報をもつたうえで、職業相談、職業紹介の対人サービスを提供することで、切磋琢磨、行政効率化に寄与